

# 個人情報保護条例が 施行されました

市では、市民の皆さんの個人情報をさまざまな形で保有しています。情報化の進展によって、これらの情報を短時間で大量に処理することができるようになり、市民サービスの向上に役立っている反面、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害するおそれもあります。

そこで、皆さんの個人情報をこれまで以上に保護するためのルールとして、市では、「豊岡市個人情報保護条例」を平成17年6月30日に公布し、同年7月1日から施行しています。

この条例は、個人情報の適正な取扱いに関する基本的なルールを定めるとともに、市が保有する個人情報の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益を保護するとともに市政の適正な運営を図ることを目的としています。

ここでは、そのルールの概要と市民の皆さんとのかかわりについて紹介します。

## 個人情報って？

「個人情報」とは、氏名、生年月日などにより、個人が誰であるかを識別することができるような情報をいいます。

個人の住所や所得などに関する情報も、氏名などと一体となっていれば、「個人情報」に該当します。

## 市が守るべき個人情報の取扱いのルール

### - 保有の制限 -

個人情報を保有するにあたっては、利用目的を明確にしなければなりません。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有することはできません。

### - 利用目的の明示 -

本人から直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明らかにしなければなりません。

### - 利用および提供の制限 -

原則として、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供することはできません。

### - 正確性の確保 -

利用目的の達成に必要な範囲で、保有している個人情報が過去または現在の事実と合致するように努めなければなりません。

### - 安全確保の措置 -

保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。

### - 職員の義務 -

業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用することはできません。

## 市民の皆さんとのかかわり

### 【開示・訂正・利用停止請求制度のしくみ】

市に保有個人情報がある方であれば、どなたでも本人の個人情報の開示・訂正・利用停止を請求することができます。

### 本人

市に開示・訂正・利用停止を請求することができます。

私の個人情報を見せてください!!

この個人情報は間違っています!!

個人情報の利用を止めてください!!

### 開示

本人に開示しなければなりません。

### 訂正

内容に誤りがあるときは、訂正しなければなりません。

### 利用停止

ルール違反をしていることが判明したときは、利用停止または消去しなければなりません。

市

市の決定に納得できない!

## 不服申立て

救済措置として、不服申立てを行うことができます。この場合、市は、第三者機関である「豊岡市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その答申を受けて請求者に再度回答することとなります。

このほかにも、市では、不正を行った職員に罰則を適用するなど、皆さんの個人情報を保護するためのさまざまな対策を講じています。

問合せ 総務課文書法制係